

## ・年長児の保護者の皆様へ ～小学校就学へ向けて～

学校では、子どもの能力や可能性を伸ばすために様々な教育活動が行われています。浦添市には公立小学校 11 校に特別な支援を必要とする子どもたちの為に「特別支援学級」「通級指導教室」が設置されています。通常の学級においても子どもたちの困り感に配慮しながら、指導の工夫や教育的支援を行っています。

◎特別支援学級(知的・情緒・難聴・病弱・言語障がい・肢体不自由等)

◎通級指導教室(ことば・発達・通常学級在籍)

◎特別教育支援ヘルパー(個々の状況に応じてサポート)

◎県立特別支援学校(視覚障がい・聴力障がい・知的障がい・肢体不自由・病弱)

※県立特別支援学校については、県の就学支援委員会の審議を経て決定となります。

## ・特別支援学級とは？

子ども1～8人に対して担任が1人配置され子どもの困り感に応じた指導が行われる学びの場です。学級の種類は知的・自閉／情緒・弱視・難聴・肢体不自由・病弱・言語など7つの学級があります。学級構成は異学年構成になる事もあります。

・交流学級(同学年の通常学級)において、個々の状況に配慮し共に学習する機会もあります。また学校行事、学年行事等においても交流学級のクラスの一員として活動に参加できるよう工夫しています。

## ・通級指導教室とは？

学校の通常の学級に在籍し、前もって調整された時間割の中で、週1～2回程度(1回 45 分)授業時間に設置校の通級指導教室で学習する制度です。子どもの特徴に合わせて指導を行います。通級指導教室へ通っている間の授業は在籍する小学校において出席扱いになります。

※通級指導教室に設置されている学校への送迎は原則保護者が行いません。

市内の通級指導教室【ことばの教室】→浦添小学校【発達】→内間小学校に設置されています。

## ・特別支援教育ヘルパーとは？

子どもたちの社会的自立を目指して、学習や活動において、支援を要する子どもの個々の苦手な部分をサポートする役割を担っています。例えば、板書が苦手な子には、黒板の文字を読み上げたり、教室を飛び出してしまう子には付き添い見守りなどのサポートを行います。学習支援ではなく、あくまでも児童の安全の配慮が目的になります。

※ヘルパー申請については、事前に保護者と担任で話し合い、合意のもとでどのようなことに支援を必要とするのかをまとめた申請書を作成し、申請をして行きます。(申請書の作成、提出は園で行います。)

## 令和4年度 公立こども園、公私連携こども園における申請の流れ、

### 就学に向けての特別支援申請方法

申請者:こども園(現在年長児)

申請期間:①5月23日(月)～5月27日(金)

申請期間:②7月11日(月)～7月15日(金)

<申請までの流れ>

- ①保護者からの相談を受け申請の為保護者面談  
申請書作成+S-M 検査実施(保護者聞き取り)
- ②10月下旬に審議結果通知、就学相談
- ③保護者が『意見書』(就学先の意思決定)を園へ提出する。(11月15日(火)締め切り)

### ヘルパー申請期間

申請者:こども園(現在年長児)

申請期間:10月26日～11月4日(金)まで

提出書類:申請書

就学支援申請について不明な点がございましたら、クラス担任または、園の支援コーディネーター(前田)まで相談の上手続きをお願いします。また支援を必要とする子への就学先についての詳しい資料が園に有りますので欲しい方は声をお掛け下さい。